

四万十市総合文化センターしまんとぴあ
「しまんとぴあ 友の会」会員規約

第1条（設置）

四万十市総合文化センターしまんとぴあ（以下、「しまんとぴあ」という）が実施する芸術文化事業への参加の機会を確保し、文化の向上に寄与するとともに、会員の利便を図るため、「しまんとぴあ 友の会」（以下「友の会」という）を設置する。

第2条（会員）

友の会の会員は、A.一般会員、B.プレミアム会員の二種類とする。

第3条（年会費）

A.一般会員：無料。

B.プレミアム会員 1,000円。ただし、10月以降に入会した場合、年会費は半額の500円。

第5条（事務局）

友の会に関する事務は、しまんとぴあの指定管理者である株式会社ケイミックスパブリックビジネス（以下「弊社」という）が行うものとし、友の会事務局（以下、「事務局」という）をしまんとぴあ（高知県四万十市右山五月町7-7）内に設置する。

第6条（会員証）

会員には、会員証を交付する。なお、会員証については、次のように定める。

- （1）会員証は会員のみが利用でき、他者に譲渡、貸与は不可。
- （2）会員証の紛失または盗難時には、速やかに事務局に届け出ること。
- （3）会員証の紛失時等による再発行には、手数料として100円収める。

第7条（会員特典）

会員は次の特典を受けることができる。

A.一般会員

- （1）自由席公演の際の優先入場。（対象公演に限る）
- （2）チケットの先行予約。（対象公演に限る）

B.プレミアム会員

- （1）自由席公演の際の優先入場。（対象公演に限る）
- （2）チケットの割引価格での購入。（対象公演に限る）
- （3）チケットの先行予約。（対象公演に限る）
- （4）会館広報紙「しまんとぴあイベントニュース」郵送。

※入会日によって、すべての特典が利用できない場合がある。

※特典内容については、会員の利益を損なわない範囲で予告なく変更する場合がある。

第8条（会員証の提示）

特典を受ける場合には、必ず会員証を提示すること。

第9条（有効期間）

会員の有効期間は、入会日から翌年3月31日までとする。（最長1年間）

第10条（届出事項の変更）

会員は、住所、氏名又は電話番号等に変更が生じた場合、速やかに事務局に届け出ること。

第11条（退会）

会員はいつでも退会できるものとし、事務局に連絡のうえ、会員証を返却すること。ただし、納入済の年会費の返還はしない。

第12条（個人情報の管理について）

- （1）会員の個人情報の取扱いについては、個人情報保護法および個人情報保護マネジメントシステム（JISQ15001:2017）に基づいて、別に定める方針に同意いただいた上で適正に管理する。
- （2）弊社の指定期間が満了した場合、弊社は四万十市又は四万十市が指定する者に対して、個人情報を提供する場合がある。

以上

四万十市総合文化センターしまんとぴあ

（指定管理者 株式会社ケイミックスパブリックビジネス）

〒787-0012 高知県四万十市右山五月町7-7

TEL 0880-34-1133 FAX 0880-34-1134

開館時間 9:00～22:00

休館日 年末年始（12/29～1/3）